

病院運営の適正化に関する調査特別委員会の設置について

1. 名 称 病院運営の適正化に関する調査特別委員会
2. 委員数 12名
3. 設置の目的

この度の地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターに関する匿名による告発文における指摘事項に対し、市当局は設立団体として法に基づく調査を実施し、その報告がなされた。

報告においては、関係規程を逸脱した運営や規定順守に対する認識の甘さなどが指摘され、経営の悪化が継続している状況の中で、不適正な運営が行われていることが明白となった。

については、当市を含め本地域に必要なこの病院が、市民目線においても健全で適正な運営がなされることを促すことを目的とする。
4. 調査事項
 - 1) 現状における設立団体による調査結果の報告において疑問が残る事項や妥当性に欠ける事項について、調査権限の範囲内において調査すること。
 - 2) 病院経営が厳しい中で、今後踏み込んだ経営の改善が求められている中で、設立団体の今後の調査結果の報告を求めると共に、必要に応じ調査すべき事項を設立団体に要望すること。
5. 経 費 本委員会に要する経費は、別途市長と協議する。
6. 期 間 本委員会は、令和3年3月末日をもって終了するものとし、議会閉会中もなお開催することができる。